

リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 47 号

リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

リハビリテーションセンター条例（平成 5 年岩手県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金)</p> <p>第 4 条 センターにおいて診療及び診断書等の交付（以下「診療等」という。）を受けた者は、次に定めるところによりセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により定められた療養に要する費用の額の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（以下「算定方法等」という。）</u> <u>又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定により定められた医療に要する費用の額及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（以下「算定基準」という。）</u>に定めのあるものについては、<u>算定方法等又は算定基準により算定した額</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第 2 章第 3 節に規定する地方消費税が課されることとなるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した額の範囲内で知事が定める額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用に係るもの（生活保護法（昭和25年法律第144号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは同法第56条第 1 項に規定する法令又は老人保健法の規定により行われるものを除く。）で<u>算定方法等又は算定基準に定めのあるもの</u>についての利用料金の額は、<u>算定方法等又は算定基準により算定した額の倍額</u>とする。</p> <p>(2) <u>算定方法等に定めのないもの</u>については、当該診療等に要する費用を基準として算定した額に消費税等相当額を加算した額の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第 4 条 センターにおいて診療及び診断書等の交付（以下「診療等」という。）を受けた者は、次に定めるところによりセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）及び老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定により定められた診療報酬の算定方法（以下「算定方法」という。）</u>及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（以下「算定基準」という。）に定めのあるものについては、<u>算定方法又は算定基準により算定した額</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第 2 章第 3 節に規定する地方消費税が課されることとなるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した額の範囲内で知事が定める額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用に係るもの（生活保護法（昭和25年法律第144号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは同法第56条第 1 項に規定する法令又は老人保健法の規定により行われるものを除く。）で<u>算定方法又は算定基準に定めのあるもの</u>についての利用料金の額は、<u>算定方法又は算定基準により算定した額の倍額</u>とする。</p> <p>(2) <u>算定方法又は算定基準に定めのないもの</u>については、当該診療等に要する費用を基準として算定した額に消費税等相当額を加算した額の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。